

令和8年度 茅ヶ崎市監査計画

茅ヶ崎市監査委員

実施する監査等

1 定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査するもので、毎年少なくとも1回以上期日を定めて行うもの。

【根拠法令等：自治法第199条第4項、監査基準第2条第1号】

対象部局	対象課かい	執行通知日	監査資料(様式)、 監査対象書類 (文書フォルダ)提出期限	本監査日	
文化スポーツ部	文化推進課	4月15日(水)	5月8日(金)	7月3日(金)	
	スポーツ推進課				
	多様性社会推進課				
選挙管理委員会事務局					
企画政策部	秘書課	7月15日(水)	8月5日(水)	10月2日(金)	
	総合政策課				
	行政改革推進課				
	広報シティプロモーション課				
	デジタル推進課				
市民部	市民課	8月17日(月)	9月7日(月)	10月30日(金)	
	小出支所				
	収納課				
	市民税課				
	資産税課				
都市部	都市計画課	9月15日(火)	10月6日(火)	11月26日(木)	
	都市政策課				
	景観みどり課				
	建築指導課				
	開発審査課				
会計課		10月15日(木)	11月5日(木)	12月25日(金)	
議会事務局					
福祉部 (福祉事務所含む)	保険年金課	10月15日(木)	11月5日(木)	1月29日(金)	
	介護保険課		12月7日(月)		
	地域福祉課				
	生活支援課				
	障がい福祉課				
	高齢福祉課				
学校	茅ヶ崎小	10月9日(金)	11月11日(水)	2月5日(金)	
	西浜小				○汐見台中
	小出小				○浜須賀中
	梅田小				○中島中
	○東海岸小				○円蔵中
	○緑が浜小				

※ 令和6年度から8年度まで3年間に1度、各課かいへの定期監査を実施する予定です。(学校を含む。)

なお、監査資料(様式)については、期日までに電子データでご提出ください。

※ 学校監査は、財務監査を行います。併せて実施する現地監査(1月実施予定)の対象校は学校名に○印を記載しています。

※ 令和7年度に指摘事項があった課かいには、指摘事項の改善状況とその後再発防止策の状況について、電話等によりフォローアップ調査を実施する予定です。

※ 本監査の日程については、議会の日程等により変更になる場合があります。

2 決算審査・健全化判断比率等審査

市長から審査に付された一般会計、特別会計、公共下水道事業会計、病院事業会計の決算その他の関係諸表の計数等が適正であるか、予算の執行、財産の管理などが適正かつ効率的に行われたか審査を行う。

また、公共下水道事業及び病院事業については、財務諸表を確認のうえ、事業の経営成績、財務状況を適正に表しているか審査を行うもの。また、市長の作成した決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ正確であるか審査を行う。

【根拠法令等：自治法第233条、公企法第30条、健全化法第3条第1項、同法第22条第1項、監査基準第2条第4号・第7号】

対 象	審査日時	対象部課かい
病院事業会計	7月10日(金)	市立病院
	午前9時から	
公共下水道事業会計	7月10日(金)	下水道河川部
	午前11時から	
一般・特別会計及び健全化判断比率等審査	8月3日(月)	経営総務部財政課
	午前9時から	

※ 8月20日(木)に関係部局長立会いの下で、監査委員が決算審査意見書を市長に提出する予定です。

3 例月出納検査

市の現金出納、保管状況を検査するもので、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか、現金の月末残高が指定金融機関等が発行する残高証明書等と一致しているか等の検査を実施するもの。

【根拠法令等：自治法第235条の2第1項、監査基準第2条第5号】

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
日	30日(木)	29日(金)	7/3(金)	30日(木)	28日(金)	10/2(金)
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日	30日(金)	26日(木)	25日(金)	29日(金)	議会日程次第 2/24(水)～ 3月上旬	議会日程次第 3/25(木)～ 3/29(月)

※ 原則、毎月午前9時から市立病院、会計課、下水道河川部の順で行います。

※ 2月および3月の例月出納検査は、令和8年12月頃に令和9年議会の日程が決まりましたら正式決定します。

4 その他の監査等

(1) 財政援助団体等監査

市が、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査するもの。

【根拠法令等：自治法第199条第7項、監査基準第2条第3号】

監査等の名称	時期
財政援助団体等監査	1月上旬～3月末(本監査は3月の例月出納検査後)

※ 監査等の対象が決まり次第、対象部局に通知します。

(2) 行政監査

定期監査などの財務以外の行政事務全般について行う監査で、事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査するもの。

【根拠法令等：自治法第199条第2項、監査基準第2条第2号】